

中小企業・小規模事業者の賃上げ等の状況について

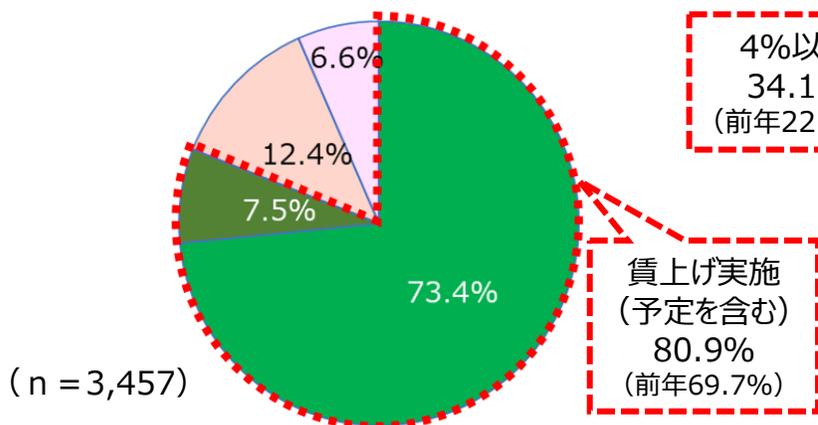
令和7年3月12日
全国商工会連合会

1. 令和6年度の賃上げ状況

- 賃上げを実施（予定を含む）した割合は、昨年よりも11.2%増加して80.9%
- 4%超の賃上げを実施した割合は、昨年度よりも11.8%の増加して34.1%
- 売上が「減少」していても、昨年を10%以上上回る80.2%が賃上げを実施（予定を含む）し、また、4%以上の賃上げが22.6%と、身を削って賃上げを実施
- 売上規模1億円以上では90%以上が賃上げを実施（予定を含む）している、一方、3千万円未満では60%台にとどまり、規模による格差が生じている
- 賃上げできない理由は「物価上昇により人件費以外のコストが増加しているため」が最多の22.0%

令和6年度の賃上げの状況

賃上げ実施（予定を含む）80.9%

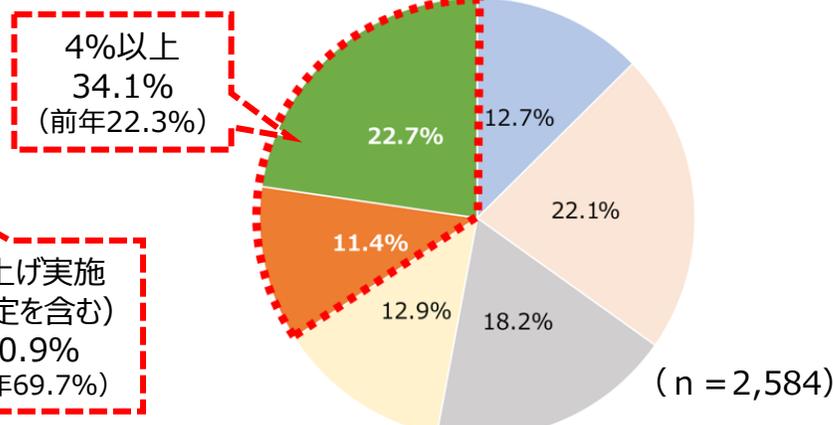


(n = 3,457)

■ 実施した ■ 実施する予定 ■ 実施していない ■ 現段階では未定

令和6年度の賃上げ率

4%以上の賃上げ34.1%

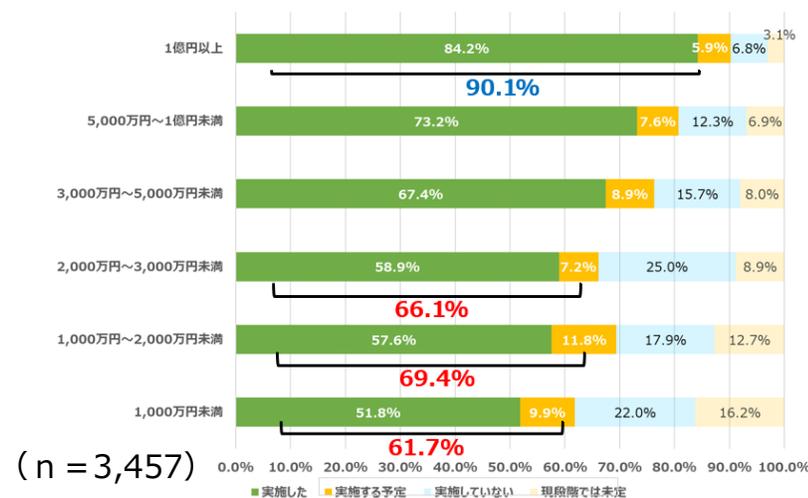


(n = 2,584)

■ 1.0%未満 ■ 1.0%~2.0%未満 ■ 2.0%~3.0%未満
■ 3.0%~4.0%未満 ■ 4.0%~5.0%未満 ■ 5.0%以上

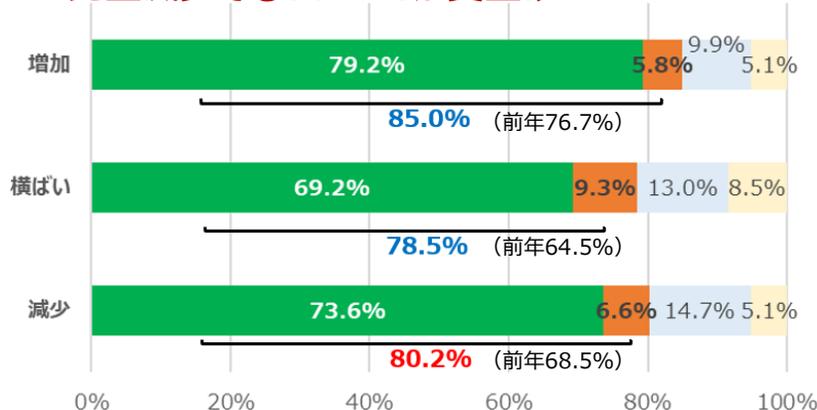
売上規模別賃上げの実施状況

3千万円未満の実施率は60%台にとどまる



売上状況別賃上げの状況

売上減少でも80.2%が賃上げ

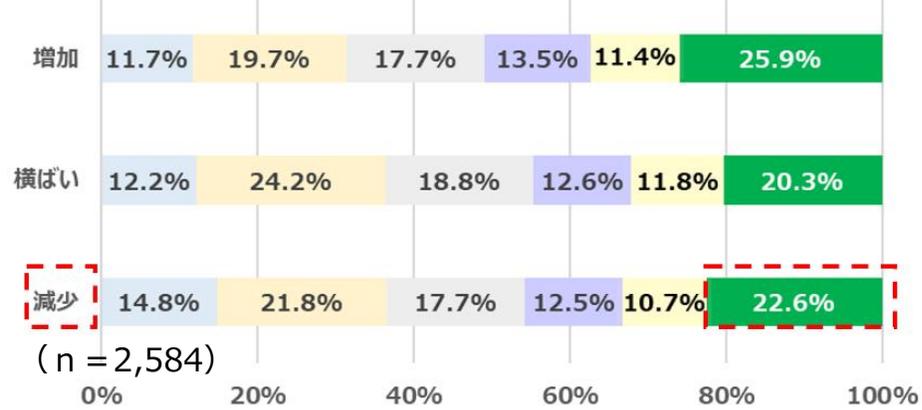


(n = 3,457)

■ 実施した ■ 実施する予定 ■ 実施していない ■ 現段階では未定

売上状況別賃上げ率の状況

売上減少でも4%超の賃上げが22.6%

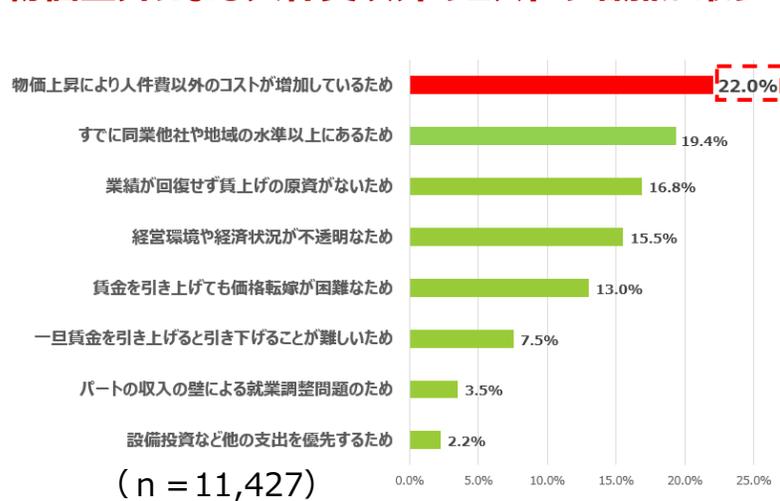


(n = 2,584)

■ 1.0%未満 ■ 1.0%~2.0%未満 ■ 2.0%~3.0%未満
■ 3.0%~4.0%未満 ■ 4.0%~5.0%未満 ■ 5.0%以上

賃上げを実施しない理由

物価上昇による人件費以外のコストの増加が最多



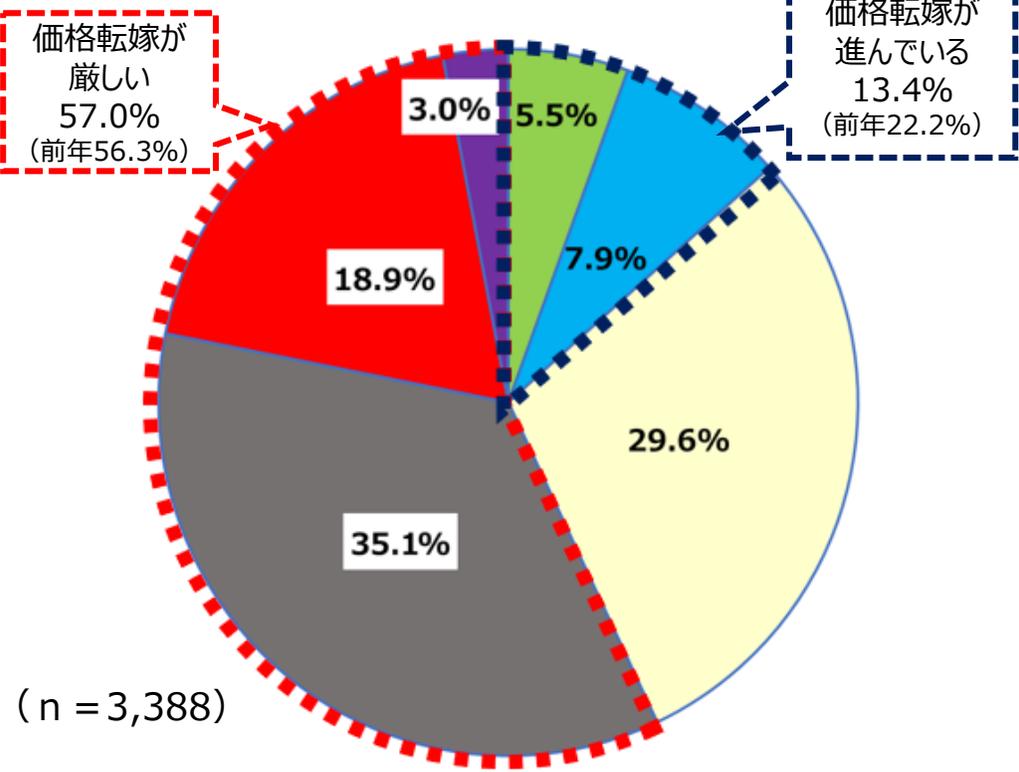
2. 価格転嫁の状況

○ 価格転嫁が「進んでいる」事業者は**13.4%**と前年よりも**8.8%**低下した、一方、価格転嫁が厳しい事業者が**57.0%**にのぼり、前年とほぼ同水準

○ 項目別では、価格転嫁ができていない事業者が、「原材料費」で**45.9%**、「燃料・エネルギー費」で**59.0%**、「労務費」で**59.4%**、と前年よりもわずかに増加している。

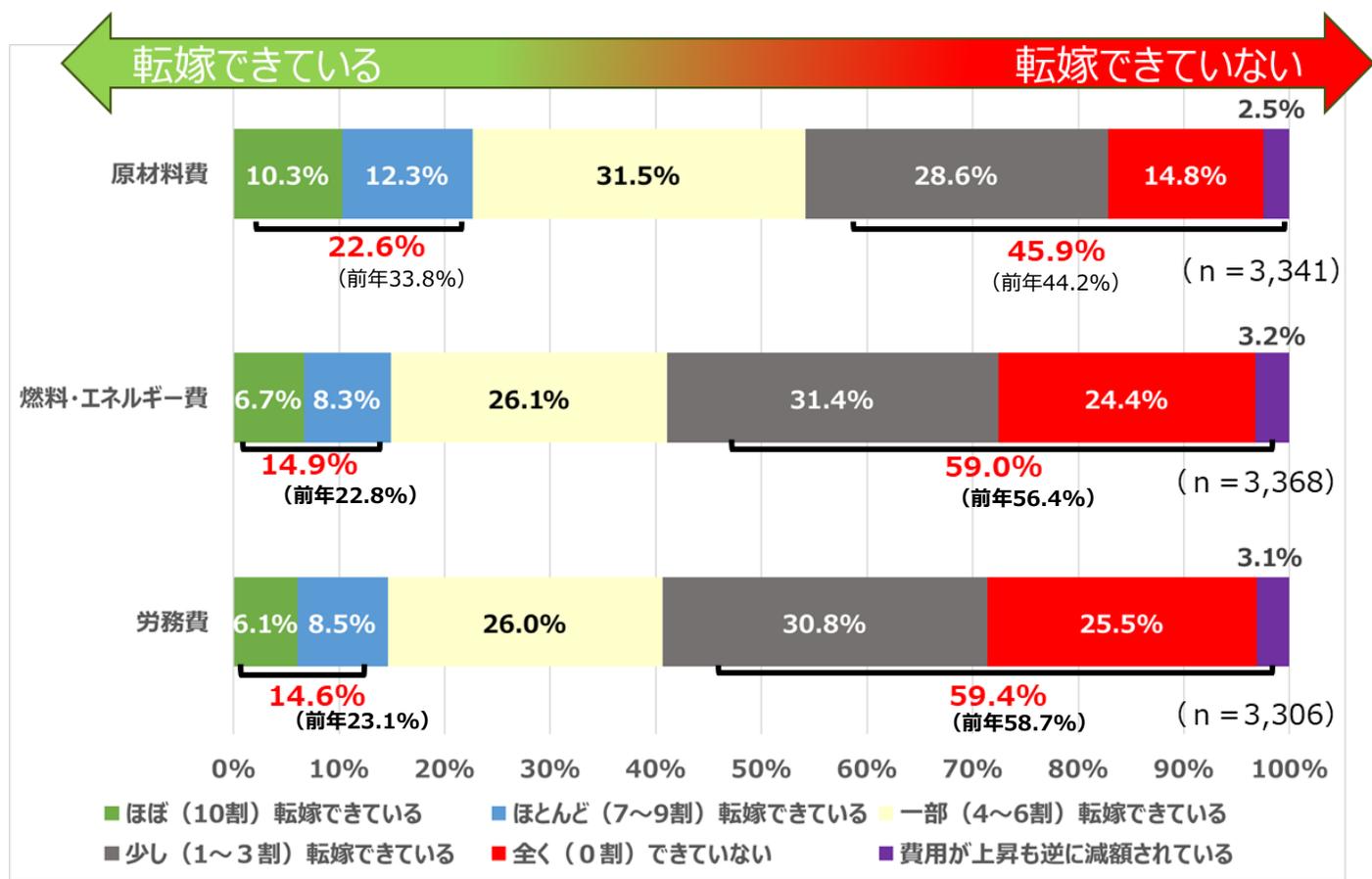
価格転嫁の状況

価格転嫁が厳しいが**57.0%**



項目別価格転嫁の状況

各項目とも「転嫁できている」が大幅に減少



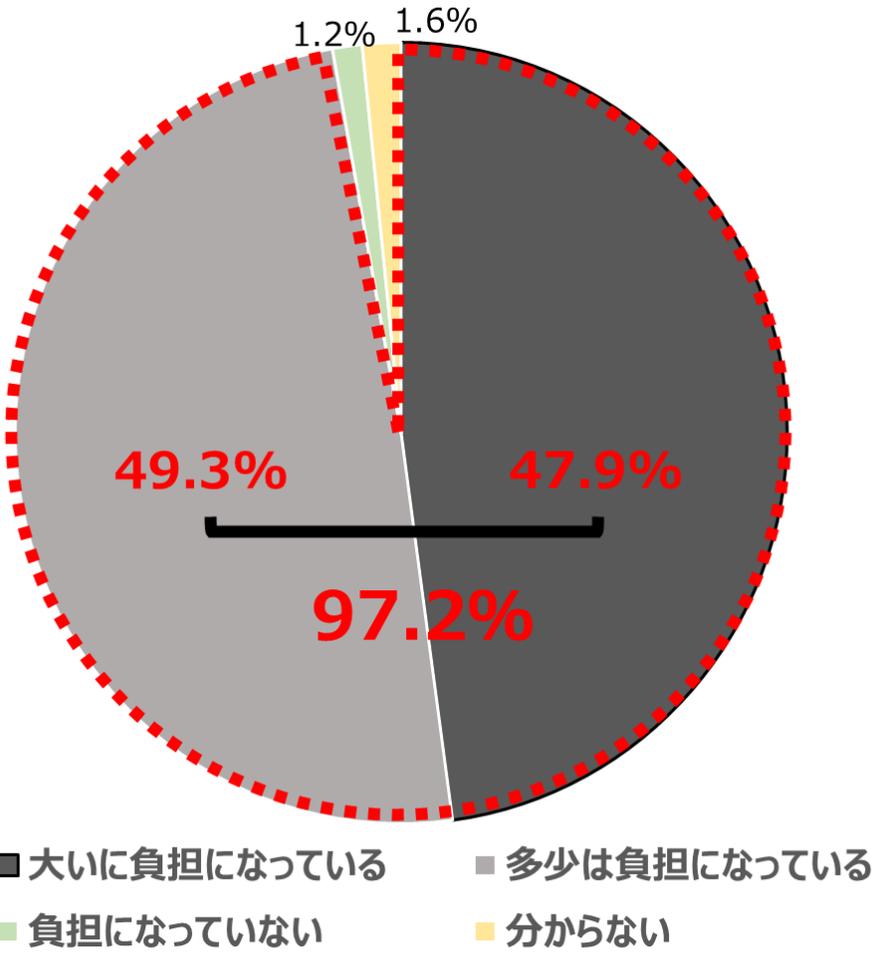
出典：全国商工会連合会：令和6年度「働き方改革関連法等への対応状況等に関するアンケート調査結果」（抜粋）

3.最低賃金引き上げの影響

○最低賃金引き上げにより、経営上の影響があると回答した事業者のうち、現在の最低賃金の水準が「大いに負担になっている」が47.9%・「多少は負担になっている」が49.3%で、合計では、97.2%となり、ほとんどの事業者が負担となっている状況。
 ○今後の最低賃金の大幅な引き上げに対する対応で、「事業規模の縮小」や「休廃業の検討」を選択肢とした事業者は、売上2千万未満では15%近くとなり、今後の大幅な引き上げにより、小規模事業者の「事業規模の縮小」や「休廃業」により地域の雇用や事業が喪失し、地域経済に深刻な影響をもたらす懸念がある

最低賃金の負担感

最低賃金が負担になっている事業者が97.2%

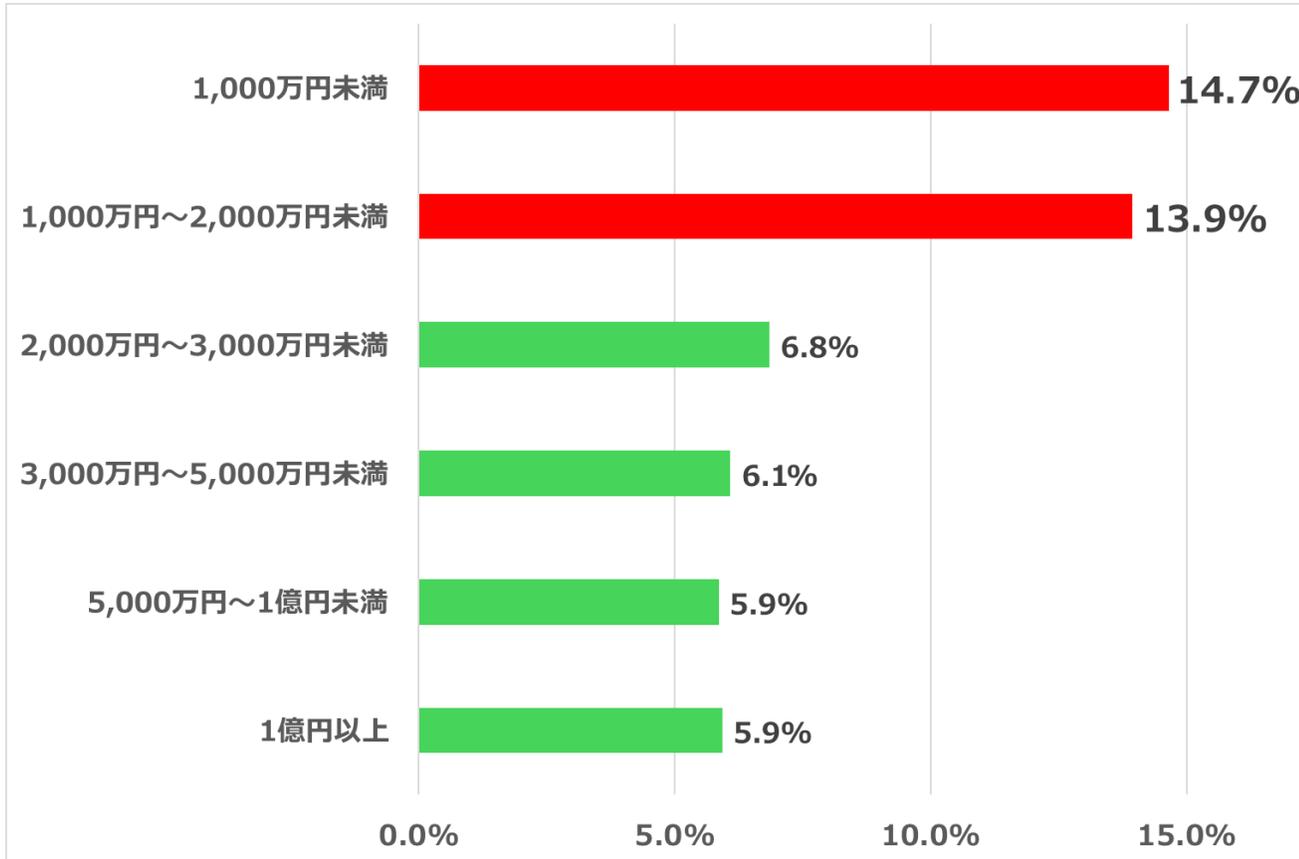


(n = 1,857)

※最低賃金引き上げで経営上の影響があると回答した事業者に負担感を聞いたもの

売上規模別今後の最低賃金大幅な引き上げの対応

売上2千万円未満では、今後の大幅な引き上げで15%近くが「事業規模の縮小」や「休廃業の検討」を検討



(n = 3,457)

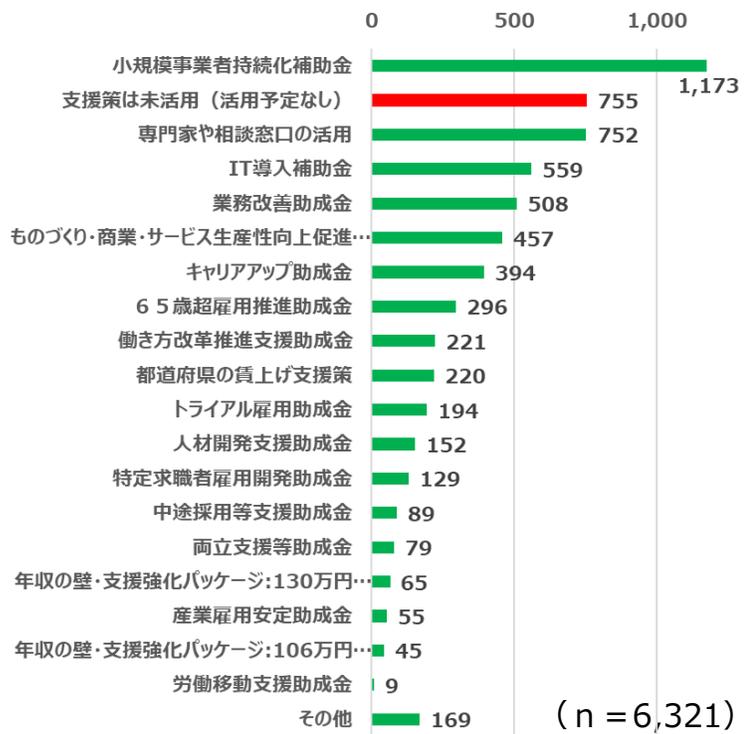
※今後の大幅に最低賃金が引き上げられた際の対応について、「事業規模の縮小」・「休廃業の検討」を選択した事業者数の割合を示したもの

4. 支援策活用状況

- **利用した・利用する予定の支援策**では「支援策は活用していない」2番目に多くを占めている
- **賃上げのために必要な支援策**としては、昨年に比べ、「増加した人件費や社会保険料等の補填」を求める声が高まっている
- **支援制度に対して、手続きの簡便化・迅速化や手続きのサポート等の要望**が多数寄せられている。
- **群馬県**では、**地方創生臨時交付金を活用し、簡便な賃上げ支援策を実施予定**（一部の他県でも実施予定あり）

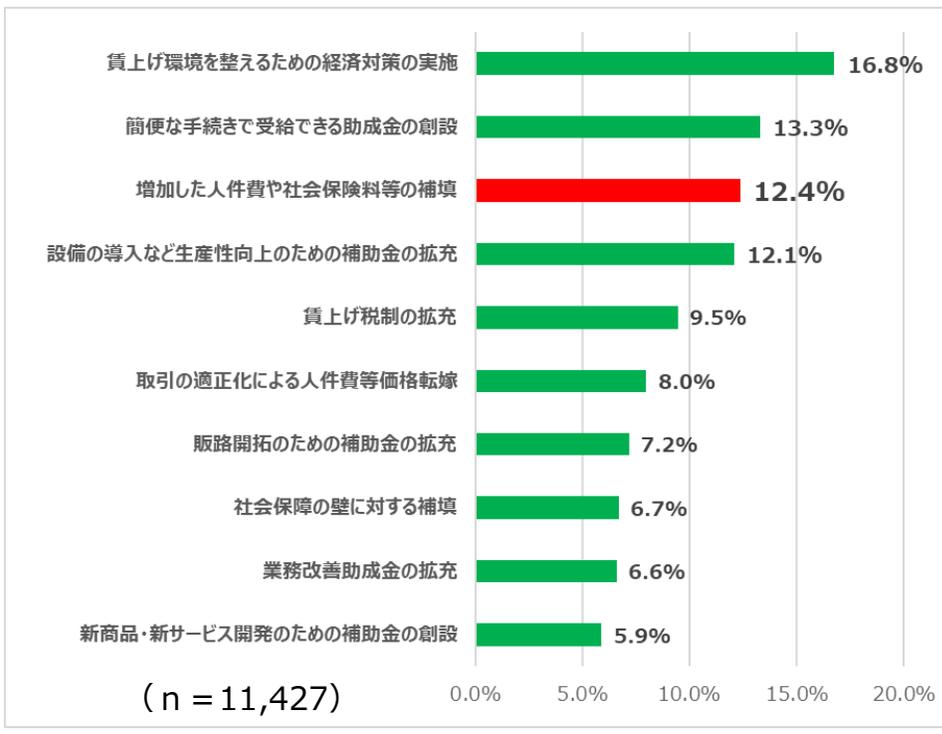
支援策の活用状況

支援策は未活用の事業者が一定数存在



賃上げに必要な支援策

人件費等の補填の要望が増加



群馬県の賃上げ支援策

一部の県では独自の支援策を実施

ぐんま賃上げ促進支援金（案）の概要

- **賃上げ額(案)**
対象期間の従業員の賃金額を賃上げ月の前年同月と比較して、5%以上引き上げていること。
※定期昇給・ベースアップは問わない
- **支給金額(案)**
従業員1人あたり5万円
1事業所あたり最大20人まで支援し、申請の上限は100万円
- **支給上限(案)**
50,000人分
- **予算案額**
27億円(事務費含む)

※群馬県ホームページの掲載情報を抜粋
<https://www.pref.gunma.jp/page/684329.html>

支援策についての事業者の要望

手続きの簡便化・迅速化や手続きのサポート等の要望が多数

- ・種類がありすぎて自社で活用可能なのか調べるのが大変で、制度の概要が曖昧な表現のものもあり、都度事務局へ確認し対象となるのかの確認作業、書類作成が多岐にわたり着手までに時間を要する。（北海道）
- ・助成金・補助金が活用できるか常々検討をしているが、手続きから実績報告まであまりにも煩雑すぎる。働き方改革助成金に至っては交付決定まで漕ぎつけたが、審査に時間を要したことに加え資金繰りも悪化したことで泣く泣く廃止届を提出せざるを得なかった。（長野県）
- ・雇用保険対象外のパート従業員しかいないため、労働関係の助成金の対象外になってしまう。また、設備投資が必須となっている助成金が多いが、そもそも最低賃金の上昇に対応するのが一杯で設備投資まで行う余裕が無い。「上昇した賃金分」に対して助成してもらえる制度を希望する。（鳥取県）
- ・業務改善助成金を9月末に申請しているが、いまだに採択結果が出ていない。12月末になりようやく連絡があり、次年度の申請でお願いできないか？との相談がある。ただ、4か月待った後のため、できないと話をするが未だに採択が出なくて事業開始が出来ていない。（大分県）